

国用計第 130408001 号  
自財管第 130408001 号  
平成 25 年 4 月 10 日  
改正 平成 31 年 3 月 13 日 自財管第 190312005 号

特例業務所管組織  
本 社 内 各 長 殿

理 事  
(公印・契印省略)

#### 公共調達の適正化に基づく契約に係る情報の公表について（通達）

公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。以下同じ。）、特例業務所管組織物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 20 年 4 月機構規程第 37 号）第 3 条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）に該当するもの及び随意契約の入札結果等においては、従来からホームページ等により公表を行い、「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号）に基づき、競争入札及び随意契約の情報公開の充実を図ってきたところである。

今般、「公益法人に対する支出の公表・点検について」（平成 24 年 6 月 1 日付行政改革実行本部決定）により、公表様式が一部変更されたことに伴い、平成 24 年 4 月 1 日以降契約のものから適用し、下記のとおりホームページに公表しているところであるが、引き続き、遗漏のないよう取り図られたい。

なお、「公共調達の適正化に基づく入札結果等のホームページの公表について（平成 23 年 9 月 1 日付国用計第 28 号・自財管第 2 号通達）は、平成 25 年 4 月 9 日限り廃止する。

#### 記

##### 1 公表の対象となる契約

支出の原因となる契約（特例業務所管組織契約事務規程（平成 20 年 4 月機構規程第 34 号）第 32 条第 1 項第 4 号イ、ウ、エ又はオに定めるそれぞれの金額を超えないもの、及び部外者に対して特に秘密にする必要があるものを除く。以下「公表対象契約」という。）を締結したときは、次の各号に定める様式によりホームページに公表するものとする。

- (1) 競争入札（公共工事） 様式 3-1
- (2) 随意契約（公共工事） 様式 3-2
- (3) 競争入札（物品役務等） 様式 3-3
- (4) 随意契約（物品役務等） 様式 3-4

## 2 公表の時期及び方法

契約担当役（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程（平成15年10月機構規程第69条）第5条第1項第1号に規定する契約担当役をいう。以下同じ。）は、公表対象契約を締結したときはその日の翌日から起算して72日以内にホームページに公表するものとする。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表するものとする。

なお、公表は、契約した日に属する年度の翌年度末までホームページに掲載するものとする。

## 3 公表の事務手続き

契約担当課は、公表対象契約を締結した日の属する月の翌月末日までに経営自立推進・財務部財務管理課あてに、記1(1)～(4)に定める様式により遅滞なくメール送信すること。ただし、各年度の4月に締結した契約については、翌々月の15日までに同課あてにメール送信すること。

## 4 関連公益法人の場合、再就職の役員の数の記載方について

契約担当課は、公表対象契約が関連公益法人（国土交通省の所管に属する公益法人に限る。以下同じ。）の場合、再就職の役員の数を公表することとなっているので、当該契約先の関連公益法人から在職状況の報告（別紙）を求め、記1(2)及び(4)様式に記載するものとする。

## 5 隨意契約について

随意契約によることとした理由については、単に特例業務所管組織契約事務規程の根拠条文を引用するのみではなく、具体的な理由を簡潔に記載するものとする。また企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。

## 6 予定価格について

公表したとしても、他の契約の予定価格を類推させるおそれがないと認められるもの又は機構の事務若しくは事業に支障を生じるおそれないと認められるものに限る。それ以外は、「非公表」と記載すること。

## 7 その他

- (1) 契約方式がプロポーザル方式又は企画競争方式の場合は、記1(2)及び(4)様式の備考欄に「技術提案書提出者〇者」又は「企画提案書提出者〇者」を記載すること。
- (2) 公表対象契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び予定調達総額を記載すること。

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-1

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区	応札、応募者数	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区	応札、応募者数	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-3

物品役務等の名称及び 数量	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	一般競争入札、指名競 争入札の別(総合評価 の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
								公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札、応 募者数	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び 数量	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとし た業務方法書又は会計 規程等の根拠規定及び 理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札、応 募者数	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

**独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の役員又は常勤職員であった者****(再就職) の役員としての在籍状況について****(公益法人の報告用)**

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

○〇〇〇 殿

1. 契 約 予 定 件 名 :2. 契 約 予 定 日 : 年 月 日3. 再 就 職 の 役 員 の 人 員 : 名

(契約予定の公益法人名称)

(代表者氏名)

(所在地)

## &lt;報告に際してのお願い・留意事項&gt;

1. 本報告は、随意契約の透明性を確保するために、国等全体として新たに取り組むものであり、予め契約締結前にお願いしているものであるため、報告にご協力願います。
2. 本報告は、個々の随意契約締結毎に毎回お願いするものであり、一定期間内に当機構のホームページにおいて公表するものであるため、今回の随意契約締結以前において既に当機構との契約実績がある場合にも、その都度必ず報告をお願いいたします。
3. 「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の役員又は常勤職員」とは、当機構における役員又は常勤職員であった者を全て報告願います。  
(当機構の他支社局宛に既に同様の報告をされた契約がある場合は、その報告人数との整合に留意願います。)
4. 貴出先機構(支所等)では、当該公益法人全体での「機構の役員又は常勤職員」の人数が不明な場合でも、お手数ですが本所等にご確認頂き、必ず<sup>。</sup>報告願います。  
(なお、報告後に「人数」の変更等を生じた場合は、速やかに再提出願います。)
5. ご不明な点がございましたら、お手数ですが、以下の発注箇所へご確認願います。

(お問い合わせ先) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

○○部 ○○課 ○○係 ○○

TEL (○○○○) ○○○○